

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20171107	株式会社ヤマサ 法人番号(2240001 011945) 代表者椎木裕隆	広島県広島市佐伯区五日 市港4丁目4-16	本社営業所	広島県広島市佐伯区五日 市港4丁目4-16	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法第17条第1項及び 第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成28 年6月6日及び同年10月11日に監査を実 施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等 の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(2) 点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項、第2項及び第3項)(3)点呼の記録事項義 務違反(安全規則第7条第5項)(4)乗務等の 記録の記載事項義務違反(安全規則第8条第 1項)(5)運転者台帳の記載事項義務違反(安 全規則第9条の5第1項)(6)運転者に対する 指導監督違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20171115	有限会社松光運送 法人番号(6240002 036905) 代表者浴美喜生	広島県廿日市市宮島町9 50-8	本社営業所	広島県廿日市市宮島町9 50-8	輸送施設の使用停止 (130日車)及び文書 警告	貨物自動車運送事業 法第9条第1項、第9条 第3項前段、後段及び 第17条第4項	死亡事故を惹起したことを端緒として、平成29 年2月9日及び同年3月7日に監査を実施。1 2件の違反が認められた。(1)事業計画の変 更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施 行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号) (2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施 設)(施行規則第2条第1項第5号)(3)事業計 画事前変更届出違反(事業用自動車の数)(施 行規則第6条第1項第1号)(4)事業計画事後 変更届出違反(営業所の位置)(施行規則第7 条第1項第3号)(5)点呼の実施義務違反(貨 物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規 則)第7条第1項及び第2項)(6)アルコール検 知器備えなし(安全規則第7条第4項)(7)乗 務等の記録の記載事項義務違反(安全規則第 8条第1項)(8)運転者台帳の記載事項義務 違反(安全規則第9条の5第1項)(9)運転者 に対する指導監督違反(安全規則第10条第1 項)(10)運転者に対する指導監督の記録義 務違反(安全規則第10条第1項)(11)特定の 運転者に対する指導監督違反(安全規則第1 0条第2項)(12)特定の運転者に対する適性 診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	13	13

20171122	株式会社白川運送 法人番号(6250001 005620) 代表者白川正吉	山口県下関市長府扇町9 -28	本社営業所	山口県下関市長府扇町9 -28	許可の取消し	貨物自動車運送事業 法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20171122	有限会社原井商会 法人番号(4250002 005448) 代表者原井伸夫	山口県宇部市東藤曲2丁 目7-14	本社営業所	山口県宇部市東藤曲2丁 目7-14	許可の取消し	貨物自動車運送事業 法第32条	運輸支局において現地調査を行った結果、所在不明事業者であって相当の期間事業を行っていないと認められたもの。	-	-
20171129	呉広商事有限会社 法人番号(3240002 029317) 代表者伊藤幸広	広島県東広島市黒瀬榎原 東2丁目20-3	黒瀬営業所	広島県東広島市黒瀬榎原 東2丁目20-3	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法第9項第1項、第17 条第1項及び第4項	情報提供を端緒として、平成29年5月25日に監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則(以下施行規則)第2条第1項第4号)(2)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(施行規則第2条第1項第5号)(3)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下安全規則)第3条第4項)(4)健康状態の把握義務違反(安全規則第3条第6項)(5)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)(6)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条第1項)(7)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)	9	9